

「特休」の数も決まっていますヨ!

『基本協約第46条

「…一ヶ月間に5日ないし6日の割合で付与する」』

今年度に入り4月、5月の勤務で「特休」の数がやけに多いなあとか、今月は休日が8日しかなくてよく見ると特休が4日しかないという勤務の方いませんか？

毎日きつい乗務をこなすためにも誰でも休日が多いに越したことはありませんが、休んでばかりでも給料に影響をきたすことになります。しかし、一年間の休日数は決まっていますので一年通して毎月の休日はやはり均等に休むことが一番望ましいことではないでしょうか。

しかし、今年度4月に入っていきなり特休が9日も入ってしまった後は後の1ヶ月間の俺の勤務はどんな勤務になるのかとある意味恐怖を感じてしまいます。逆に月に4日しかなかった方はその月の勤務はかなり身体がきついのではないのでしょうか。

そういった健康と安全を考慮した上で、年間休日や月に割り振る休日数について決まりを設けているのが就業規則であり基本協約です。

表題にもあるように、「一ヶ月に5日ないし6日の割合で付与する」と決まっていますので、社員の健康を配慮して勤務操配をすることが会社の義務ではないのでしょうか。この問題を会社に確認すると、関西支社は「よくないことです」という回答をしているようにこの現状はよくないこととわかっていてやっているということになります。

こうした問題が起きる背景には、要員不足や一方的な休日出勤に現れるように、「いかに少ない人数で利益を多く上げるのか」の利益優先の姿勢があるのではないのでしょうか。

社員の皆さん！今年度まだまだ始まったばかりです。今後の休日、特休の数に特に注意を払って勤務表を注目しておいたほうがいいですヨ。